

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から同年 8 月までの期間、及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から同年 12 月まで

会社を退職してから国民年金に加入していなかったが、昭和 45 年 6 月頃、遡って 43 年 4 月分からの国民年金の保険料を納めるように指導を受け納付した。年金のことは詳しくなかったため、言われたとおり納めており、申立期間の領収書は保管している。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が保管する国民年金保険料現金領収証書及び管轄年金事務所が保管する国民年金保険料領収済通知書から、昭和 45 年 6 月 22 日に過年度納付していることが確認できる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳、及び昭和 45 年 5 月 11 日に払い出された申立人が保管する国民年金手帳から、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した日は、44 年 1 月 1 日であることが確認できるものの、オンライン記録から、申立人の夫は、43 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、同日において、国民年金の強制加入被保険者に該当し、国民年金の被保険者資格を取得したと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間中の昭和 43 年 9 月 3 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 12 月 6 日に同資格を喪失していることが確認でき、当該期間において、国民年金の被保険者に該当しないことが確認できるが、当該期間に係る国民年金保険料が還付されたとする記録は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月から同年11月までの期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②に係るA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に、申立期間③に係る同社D出張所における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円、申立期間③の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月25日から同年8月20日まで
② 昭和35年12月20日から36年3月1日まで
③ 昭和36年4月21日から同年7月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、全ての申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

A社に昭和35年6月に入社してから定年退職した平成12年10月末までの期間において継続して勤務していたので、全ての申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、B社が提出した申立人の従業員経歴簿、申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者期間が継続しておらず、未加入期間が有ることにより厚生年金の支給額が減少することに対して同社が補填することを内容とする申立人と同社との間で締結した「合意書」の記載内容、及び同社の回答から判断すると、申立人が、申立期間②及び③において、A社に継続して勤務し（昭和36年3月1日に同社C支店から同社D出張所に異動及び同年7月1日に同社D出張所から同社C支店に異動）、

当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から8,000円、申立期間③の標準報酬月額については、同社D出張所における36年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当時の資料が保管されておらず不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、前述の従業員経歴簿及び「合意書」の記載内容から判断すると、申立人が、申立期間①において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、従業員経歴簿に「入社日 S35年6月20日、入社資格 現地採用」の記載が有ること、及び「合意書」に「臨時採用日 昭35年6月20日」の記載が有ることから、申立人は入社当初は臨時採用職員であったことが確認できることから、B社は、「臨時採用職員の場合には3か月程度の試用期間があり、その間は社会保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している上、複数の同僚が「試用期間中は社会保険に加入していなかった。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、臨時採用職員については必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3509

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和52年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨:

申 立 期 間 : 昭和52年9月26日から同年10月1日まで

昭和36年にA社に入社してから平成11年に退職するまでの期間において継続して勤務しており、3年8月には当該事業所から30年勤続の表彰状をもらっている。昭和52年9月末にA社D支店から同社E支店に転勤となったが、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事通知を記載した社報、雇用保険の被保険者記録及び申立人が保管する当該事業所から交付された30年勤続の表彰状から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社D支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社が保管する人事通知を記載した社報から、申立人は、昭和52年9月26日付けでA社E支店に異動していることが確認できるところ、B社の回答から判断すると、申立期間当時、A社E支店に係る厚生年金保険の適用は、同社C工場において行われていたことが推認されることから、同社C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和52年10月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く確認できないため不明としているが、F健康保険組合が保管する申立人に係る手書台帳記録、及びA社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の資格取得日は、いずれも昭和52年10月1日と一致しており、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから判断すると、事業主は、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日を同日として社会保険事務所に届けていると認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月21日から39年1月5日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、C社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和34年11月頃に、A社に在籍しながら同社の関連事業所であるC社に出向し、同社に転籍となった時期に係る記憶は無いが、両社において継続して勤務し、申立期間においては、同社で勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述などから判断すると、申立人がA社及び同社の関連事業所であるC社に継続して勤務し（昭和39年1月5日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和38年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「当時の状況を明らかにする資料は保管されていない。」と回答しているが、申立期間中に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被

保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく標準報酬月額の定時決定並びに事業主による資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに被保険者資格の喪失の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 3 月から同年 12 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②のうち、平成 15 年 3 月 1 日から 16 年 5 月 1 日までの期間及び 19 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15 年 3 月は 56 万円、同年 4 月は 59 万円、同年 5 月から 16 年 3 月までは 53 万円、同年 4 月は 41 万円、19 年 7 月は 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間⑤及び申立期間⑦から申立期間⑫までの標準賞与額の記録を、申立期間⑤は 13 万 5,000 円、申立期間⑦は 17 万 3,000 円、申立期間⑧は 25 万 3,000 円、申立期間⑨は 16 万 1,000 円、申立期間⑩は 23 万 6,000 円、申立期間⑪は 18 万 1,000 円、申立期間⑫は 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 3 月 1 日から 16 年 5 月 1 日まで
② 平成 16 年 5 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 8 月 5 日
④ 平成 15 年 12 月 29 日
⑤ 平成 16 年 8 月 5 日
⑥ 平成 16 年 12 月 29 日
⑦ 平成 17 年 8 月 5 日
⑧ 平成 17 年 12 月 28 日
⑨ 平成 18 年 8 月 4 日

- ⑩ 平成 18 年 12 月 29 日
- ⑪ 平成 19 年 8 月 3 日
- ⑫ 平成 19 年 12 月 28 日

「ねんきん定期便」により、A社における厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成 15 年 3 月から 16 年 4 月までの期間については、給与から控除されていた厚生年金保険料より低い保険料納付額が記録されていた。

また、平成 16 年 5 月から 20 年 2 月までの期間については、給与支給総額よりも低い標準報酬月額が記録されていた。

さらに、平成 15 年 8 月から 19 年 12 月までの期間において 10 回支給された賞与については、賞与から控除されていた厚生年金保険料額より低い保険料納付額又は賞与総支給額よりも低い標準賞与額が記録されていた。

申立期間について、給与若しくは賞与の総支給額、又は保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、両申立期間のうち、平成 15 年 3 月 1 日から 16 年 5 月 1 日までの期間及び 19 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間における標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、15 年 3 月は 56 万円、同年 4 月は 59 万円、同年 5 月から 16 年 3 月までは 53 万円、同年 4 月は 41 万円、19 年 7 月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る申立人の標準報酬月額について、オンライン記録どおりの届出を行ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 16 年 5 月 1 日から 19 年 7 月 1 日までの期

間及び同年8月1日から20年3月1日までの期間については、前述の給与明細書により、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなど、不自然な形跡は確認できない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人は、申立期間③から申立期間⑫における標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、申立期間⑤及び申立期間⑦から申立期間⑫までの期間に係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書により確認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料の控除額から、申立期間⑤は13万5,000円、申立期間⑦は17万3,000円、申立期間⑧は25万3,000円、申立期間⑨は16万1,000円、申立期間⑩は23万6,000円、申立期間⑪は18万1,000円、申立期間⑫は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る申立人の標準賞与額について、オンライン記録どおりの届出を行ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、前述の賞与明細書により確認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③、申立期間④及び申立期間⑥については、前述の賞与明細書により、厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額より低額又は一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人の標準賞与額が遡って引き下げられているなど、不自然な形跡は確認できない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

昭和30年7月24日にA社に入社し、平成10年6月末日に退職するまでの42年間余り、継続して勤務していたにもかかわらず、昭和42年3月のみが厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得できない。給与は毎月支給され、給与から社会保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する転勤に関する辞令及び雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年4月1日にA社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保管していないものの、転勤に伴う事務処理の誤りがあったものと考えられると回答している上、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案2392

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から60年3月まで

申立期間については、私の母親から国民年金に加入したことを知らされた。国民年金保険料は、私の収入が少なかったことから、私の母親が立て替えて納付してくれていた。昭和60年3月頃に自立するため母親と別居し、同年4月から現在までの保険料は、口座振替によって私が納付している。

私と母親の記憶しか申立内容を立証する証拠は無いが、申立期間について、母親が保険料を納付していたことに間違いはない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、「息子の国民年金の加入手続を行った。」と供述しているが、日本年金機構及びA市がそれぞれ保管する国民年金手帳記号番号払出簿、並びにA市B区が作成した国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年8月に払い出されていることが確認でき、当該払出時に申立人の国民年金被保険者資格が56年2月に遡って取得されていることが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、当該払出時点において、申立期間のうち、56年2月から同年6月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の母親は、「国民年金に加入後は、毎月、A市役所かB区役所の窓口で保険料を納付しており、数か月分をまとめて納付したり、過去の保険料をまとめて支払ったことは無い。」と供述しているところ、申立期間におけるA市の国民年金保険料の収納方法については、昭和59年3月までは、3か月分の保険料を1期分として、期毎に年4回発行する納付書で保険料を納付す

ることになっていた上、申立期間は、全面的に納付書方式であり、A市役所及び同市B区役所の窓口では保険料を納付することはできない。

さらに、A市B区が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収滞納一覧表から、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことを示す記録は確認できない。

加えて、申立人は、昭和60年3月頃に自立に伴い扶養認定の解除や住民票の異動を行い、同年4月からは口座振替により保険料を納付したと主張しているものの、申立人に係る改製原戸籍の附票から、当該時期の住所の異動は確認できない上、前述の被保険者名簿及び収滞納一覧表から、口座振替による国民年金保険料の納付開始月は、平成3年10月からであることが確認できる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から40年3月

「ねんきん定期便」では、申立期間は国民年金保険料が免除されている期間とされているが、私の母が、免除されていた私の分の国民年金保険料を一括納付したという話を聞いたことがあるので、申立期間の国民年金保険料が免除とされており、追納の記録が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入手続や、申立期間の国民年金保険料の納付は私の母が行っており、免除されていた私の国民年金保険料を、母が補充して一括納付したという話を聞いたことがある。」と供述しており、申立人本人は、申立期間の国民年金保険料の追納に関与していない上、申立人の母親は既に亡くなっており、申立期間の国民年金保険料に係る納付方法、納付時期、納付額等について供述を得ることができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の手帳記号番号の払出時期からみて、昭和38年7月以降にA町において払い出されたものと推認でき、A町の国民年金被保険者名簿において、申立人の昭和37年度の国民年金保険料が過年度納付、38年4月から同年6月までの国民年金保険料が現年度納付とされていることから、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行った際、申立期間に係る国民年金保険料の免除を申請し、免除を申請できなかった申立期間より前の期間についてのみ国民年金保険料を納付したことがうかがえる。

さらに、前述のA町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳において、申立人の申立期間の国民年金保険料が追納された記録は確認できず、ほかに申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情は

見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年6月まで

昭和45年5月頃に、義父が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の保険料については、隣組の婦人会が持ち回りで集金しており、保険料を納付したことに間違いは無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、隣組の婦人会が国民年金保険料を集金していたと供述しているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳から、申立人が国民年金被保険者資格を取得した昭和44年8月から48年9月までの未納とされていた期間のうち、申立期間直前の44年8月から48年3月までの保険料を、第2回特例納付の実施期間である50年9月に一括して特例納付していることが確認できる上、申立期間直後の48年7月から同年9月までの保険料についても、50年9月に過年度納付していることが確認できることから、申立期間についてのみ、現年度で隣組の婦人会に保険料を納付したと考えるのは不自然である。

また、申立期間は第2回特例納付の納付対象期間ではなく、第2回特例納付によって国民年金保険料を納付することができない期間である上、第2回特例納付及び過年度納付を行った昭和50年9月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができなかつた期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から6年11月までの期間及び10年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月から6年11月まで
② 平成10年6月

父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も父が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A市の国民年金被保険者名簿により平成8年12月11日に国民年金の加入手続が行われた記録が確認でき、申立人の国民年金加入手続を行ったとする申立人の父親も、「手続をした日時の記憶は曖昧だが、その辺りの日付で手続をしたと思う。」と供述しており、オンライン記録からも同年12月18日に申立人に係る現年度分の国民年金保険料（同年4月分から9年3月分まで）が納付されていることが確認できる。

また、申立人の父親は、「納付書が届いたら間違いなく納付していた。」と供述しており、平成9年1月20日に申立人に係る過年度分の国民年金保険料（6年12月分から8年3月分まで）を納付していることが確認できるものの、当該時点では、申立期間①は、時効により保険料の納付ができないことから、当該期間に係る納付書が送付され、保険料の納付ができたとは考え難い。

2 申立期間②については、オンライン記録により、平成10年6月5日に申立期間を含む同年5月から11年3月までの期間の国民年金保険料が一旦納付されていることを確認できる。

しかしながら、申立人が平成10年5月11日に第2号被保険者（厚生年金保険被保険者）となったため、同年5月から11年3月までの国民年金保

険料を未経過期間に係る保険料として、申立人の父親が代理人となり保険料の還付を請求し、この請求に基づき保険料の還付手続が行われたことが、オンライン記録から確認できるとともに、申立人の父親は、同年8月6日に過誤納として当該保険料の返金手続が行われたことに関し、「そのような事があったと記憶している。」と供述している。

また、国民年金被保険者名簿により、申立期間②に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の事務処理は、申立人が再度国民年金の被保険者資格を取得した平成13年8月1日より後の同年10月18日に行われていることが確認でき、この時点では、当該期間の保険料は時効により納付できない。

- 3 このほか、申立人及びその父親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月から 20 年 1 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。同社の元従業員が発行するOB会誌に記載されているとおり、昭和 19 年 10 月から同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出したA社の元従業員が発行するOB会誌及びOB会文集により、申立人が昭和 19 年 10 月に同社に入社した旨の記載が確認できること、並びに大学の同級生で申立人と同期に同社に入社したとする同僚一人が、「申立期間において申立人と一緒にA社B支所で勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同じ大学を卒業し、昭和 19 年 10 月にA社に入社したとされる申立人を含む 21 人のうち、同社B支所に配属されたとされる申立人を含む同僚 6 人全員が、同社B支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、20 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、同社B支所以外の 2 事業所 (A社C本社及び同社D支所) に配属されたとされる 15 人のうち、19 年 12 月に死亡した一人を除く 14 人全員が、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、20 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることなど

から判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 20 年 1 月 1 日と記録されており、当該記録は、前述の被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致する。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社B支所は、昭和 20 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人及び当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで
② 昭和 35 年 7 月 16 日から 40 年 5 月 1 日まで

平成 17 年 2 月に、私の厚生年金保険の被保険者記録を確認するために社会保険事務所（当時）に出向いたところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社C支店に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の脱退手当金を受給したこととされていることが分かった。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金について、申立人のB社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和40年12月15日に支給決定されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、厚生年金保険の脱退手当金は、本人又は本人から委任を受けた事業主が脱退手当金裁定請求書に請求時まで加入していた全ての厚生年金保険被保険者期間又は事業所名等の必要事項を記載した上で請求し、それに基づき社会保険事務所において裁定処理を行い、原則として請求時までの全ての厚生年金保険被保険者期間を対象として支給されるものであるところ、申立人の当該脱退手当金の支給時点において、申立期間①の前に脱退手当金が未請求となっている複数の厚生年金保険被保険者期間が存在するものの、これらの未請求の被保険者期間と申立期間①及び②に係る被保険者期間とは、別の厚生年金保険被

保険者記号番号で管理されている上、申立人の姓は旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金が請求された当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない被保険者期間が存在することに事務処理上の不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間②当時、B社C支店に勤務していた女性被保険者のうち、連絡が取れた複数の者から、退職の際、会社から脱退手当金についての説明があった旨の供述が得られていること、及び退職時期は異なるものの、申立人と同時期に同一部署に勤務していた複数の同僚に脱退手当金支給記録が確認できることを踏まえると、申立人についても事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から48年9月まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。
申立期間は、ホテルA内の「B社」販売店において店長として勤務しており、同社本社に店員の分も含めて給与を受け取りに行っていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務場所及び職務内容についての申立人の供述が具体的であること、及び当該供述内容は、申立期間当時、ホテルA内に出店していたとするC社の回答と符合することから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、当該ホテル内の同社販売店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社は、「申立期間当時の関連資料を保存していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している上、当時の事業主、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の多くは死亡しており、連絡先が判明した同僚二人は病気療養中のため供述を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できな

い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録により、申立人は申立期間のうち昭和 47 年 6 月から同年 12 月までの期間及び 48 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 1 日から 43 年 2 月 17 日まで
② 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 8 月 16 日まで
③ 昭和 45 年 1 月 26 日から同年 12 月 21 日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた期間、B社に勤務していた申立期間①、C社に勤務していた申立期間②、及びD社E支店に勤務していた申立期間③について厚生年金保険の脱退手当金を受給したこととされている。

しかし、私が最初に勤務したA社に係る脱退手当金については受給した記憶が有るものの、申立期間に係る脱退手当金については請求手続きを行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行うこととされており、申立人が所持している昭和 46 年 2 月 4 日に再発行された厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかずに脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、申立人はA社を退職後に同社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受給したことを認めているところ、オンライン記録において、同社の厚生年金保険被保険者期間と申立期間に係る3事業所の厚生年金保険被保険者期間は合算して、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後の昭和46年4月23日に脱退手当金が支給された記録となっている

ほか、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間の脱退手当金に係る支給対象期間、支給年月日等が記載され、オンライン記録と符合している上、申立期間の最終事業所であるD社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日である昭和46年4月23日の約2か月前の同年2月10日に、申立期間③のD社E支店に係る厚生年金保険被保険者記号番号を、申立人が脱退手当金の受給を認めているA社、申立期間①のB社及び申立期間②のC社に係る厚生年金保険被保険者記号番号に重複取消処理を行っている記載が確認できる上、前述の申立人が所持する厚生年金保険被保険者証が申立期間の脱退手当金の支給決定日の約2か月前の同年2月4日に再発行されていることを踏まえると、申立期間を含む脱退手当金の請求に伴って厚生年金保険被保険者記号番号の重複取消処理及び当該被保険者証の再発行が行われたものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 2 日から 57 年 2 月 28 日まで

A社の現場の責任者であり、技術者でもあった私の義兄であるB氏から、「社会保険が付いているからC県へ勤務しに来ないか。」と提案されて、私の妻と一緒にD市に所在した申立事業所（A社かE社のいずれかは明確ではない。）に入社した。私及び私の妻は、会社が用意してくれた社員寮へ転居し、私は現場で作業員としての業務に従事し、私の妻は私たちが入居した社員寮の業務に従事した。申立事業所は、工事現場近くに建っていた。私はE社から発行された「管理職教育修了証」を所持している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は在籍していた事業所について、「A社かE社のいずれかは明確ではない。」旨供述しているところ、A社に係る雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人が同事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立人の義兄に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、申立人及びその妻に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、被保険者名簿によれば、申立人及びその妻が名前を挙げた7人の同僚等のうち、5人の同僚等の厚生年金保険被保険者記録については確認できないことなどから判断すると、申立事業所では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、被保険者名簿において、前述の被保険者記録が確認でき、連絡が

取れた5人は、「当時、A社の各工事現場で雇用された者については、臨時の現場作業員として必要な人員を充足するために現場監督の裁量で雇入れしていたものであり、正社員としての取扱いはしていなかった。」と供述しており、同社の承継会社であるF社本社は、「申立人は、現場単位で臨時的に雇用されており、正社員ではなかったと推定できることから、厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行わなかった可能性がある。」と回答している。

加えて、申立人は、「E社から発行された『管理職教育修了証』を所持している。」と供述しているが、E社本社総務部は、「『管理職教育修了証』は、当社の下請け事業所の労働者等に対して交付するものであるから、申立人は当社の社員ではなく、当社の厚生年金保険にも加入させていないと考えられる。」と回答しているところ、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録によれば、申立期間において、申立人及びその妻に係る国民年金保険料が納付されている記録が確認できる上、申立人及びその妻は、いずれも「会社からは健康保険被保険者証は受け取っていない。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月1日から平成4年5月1日まで
代表取締役として勤務していたA社の申立期間に係る標準報酬月額が、申立期間前後の標準報酬月額と比べて低く記録されている。申立期間当時、報酬月額は41万円だったはずなのに、標準報酬月額の記録が15万円となっているのは納得できないので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社に係る登記簿謄本及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により認められる。

また、申立人は、「事業主として自分自身の名前で、社会保険事務所（当時）に報酬月額に係る届出を行った。」と供述しているとともに、申立人及びその長女は、申立期間当時の厚生年金保険事務担当は、当初、申立人の妻であったが、申立人の妻が死去した後は、申立人の長女が厚生年金保険の事務を担当した旨の供述をしている。

さらに、申立人の長女は、「税理士の指導に従い厚生年金保険等の事務を行った。報酬月額の変更等は、私個人でできることではなく、記憶が無い。」と供述しているところ、申立期間当時、申立事業所と契約していた税理士は、「A社の経営が苦しい時期はあったが、給与の改定の時期や金額については、資料が無く、憶^{おぼ}えていない。」と供述している。

加えて、オンライン記録において、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な事務処理の事跡は確認できない。

また、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金

保険料を給与から控除されていたことを確認できる確定申告書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで
A社からB社に事業所名称が変更となったが、勤務形態等は変わっていないにもかかわらず、標準報酬月額が給与総支給額に比べて低くなっている
ので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社における申立期間の標準報酬月額については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致しており、標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な形跡は確認できない。

また、A社及び前述のB社に係る被保険者名簿によれば、申立人と同日にA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日にB社に係る同資格を取得していることが確認できる同僚5人全員についても、申立人と同様に、B社における同資格の取得時の標準報酬月額は、A社における同資格の喪失時の標準報酬月額と比べて、1等級から5等級低いものとなっており、申立人の標準報酬月額のみが不自然である事情はうかがえない。

さらに、適用事業所名簿によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡し、経理事務担当者も詳細は不明と回答している上、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取しても、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から27年4月1日まで

昭和24年4月11日にA社（現在は、B社）C事業所に入社し、同社事業所内学校に在籍した3年間のうち、同年4月11日から25年3月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるにもかかわらず、同日から27年4月1日までの期間に係る同被保険者記録が確認できないことには納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社C事業所を退職する時に同社から交付された「退職金計算」、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述及びB社が提出した申立人に係る人事記録により、申立人は、昭和24年4月11日にA社に入社し、同日付けで同社事業所内学校に配属され、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び前述の被保険者名簿により、申立人と同様に、昭和24年4月11日にA社C事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年3月1日に同資格を喪失した後、27年4月1日に同資格を再度取得している者が81人確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚二人を含む、聴取できた同僚5人全員が、「昭和24年4月11日の入社と同時に事業所内教習所（後に事業所内学校と名称変更）に入り、卒業までの3年間は会社から奨学金が支給された。25年3月1日から27年4月1日までの期間は、会社が厚生年金保険に加入させていないことは承知していた。」と供述していることから判断すると、事業主は、事業所内教習所の在籍

者については、その在籍期間の全てについて厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録は、前述の被保険者名簿及び払出簿の記録と符合しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、B社は、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答している上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 7 日から 39 年 11 月 8 日まで
年金事務所の記録では、A社の厚生年金保険の被保険者期間は、脱退手当金支給済期間とされている。しかし、結婚のため、同社を昭和 39 年に退職し、その後、夫の転勤に伴いB市からC市に転居したが、同社退職後5年以上が経過した時期に、脱退手当金の受給のための手続を行ったはずはないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の脱退手当金は昭和 45 年 1 月 29 日に支給決定されているところ、年金事務所には、申立人に係る脱退手当金裁定請求書（昭和 44 年 11 月 15 日受付）、脱退手当金計算書及び通算老齢年金制度について説明を受けた上で脱退手当金を請求する旨の、申立人が自署及び押印したと認められる書類が保存されている上、同裁定請求書に申立人の当時の居住先として記載されているC市内の郵便局に送金する手続が行われていると認められることなどから判断すると、申立人自身が脱退手当金の請求を行ったものと認められるほか、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述の裁定請求書では、脱退手当金の支給対象となる厚生年金保険の被保険者期間として届け出られている期間は、A社に係る期間のみであり、同被保険者期間が2か月の、同社と同じ厚生年金保険被保険者記号番号で記録されている事業所に係る期間を含む、脱退手当金支給決定日前の他の3つの被保険者期間は支給対象期間としては届け出られていないことが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月頃から 52 年 12 月頃まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受けた。
日雇労働者の雇用形態で、補助作業員として勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人が、申立人が勤務していたと記憶する作業場が当時実在しており、申立人が担当していたと供述する作業が当該地で行われていたと供述していることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社の業務に従事していた可能性はうかがえる。

しかしながら、前述の被保険者名簿では、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、前述の被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人（うち一人は、前述の同僚）の厚生年金保険被保険者資格の取得時期は、各人が記憶する勤務開始時期よりそれぞれ10年程度遅くなっており、うち二人の同僚は、「日雇労働者として勤務を開始し、厚生年金保険被保険者の資格を取得するまでに数年間を要した。」と供述していることから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の連絡先は不明で、当該事業主の親族に照会し

でも回答を得ることができず、申立人の申立期間における勤務の実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。